仕　　様　　書

1　件名

令和８年度多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業に関する情報発信業務委託

2　契約期間

令和８年９月４日から令和９年５月31日まで

3　履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

4　目的

東京都（以下「都」という。）及び財団は、多摩・島しょ地域の自然・食などの地域資源を生かした体験型コンテンツの開発・磨き上げを行う等のアドベンチャーツーリズムに係る新たな取組について経費助成等を行うことにより支援し、自然・文化を深く体感できる目的地として旅行者の来訪・滞在を促し、旅行者による消費機会の拡大を図り観光産業の回復につなげることを目指している。

本事業では、令和７年度多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業にて採択した多摩・島しょ地域のアドベンチャーツーリズムに係る新たな事業（以下「採択事業」という。）２件に関して、Ｗｅｂ媒体を用いて事業内容及びその成果を発信し、都内におけるアドベンチャーツーリズムの先進的な取組を紹介することで、国内外に都の取組姿勢をＰＲするとともに、訪都旅行を推進することを目的とする。

5　委託内容

（1）全体運営

ア　受託者は受託決定後速やかに、責任者及び各担当者の役割分担・全体の制作スケジュールを明確にした詳細スケジュールを提出すること。また、スケジュールについては、財団や採択事業者（２者）の意向も踏まえて適宜調整すること。

イ　制作過程において、業務の進捗状況を綿密に財団へ報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。また、打合せ実施後２週間以内に、議事録を財団に提出すること。

（2）採択事業の事業内容及び事業期間等

本事業において発信を行う令和７年度多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業において採択となった２件の事業内容及び事業期間等は以下のとおり。なお、事業内容に一部変更が生じる場合等がある。事業期間の延長や事業名用の一部変更等が生じた場合、発信回数や発信内容について契約内で柔軟に対応を行うこと。

事業者名	所在地	事業期間	事業概要
1　こくぶんじ観光まちづくり協会	国分寺市	令和７年10月１日～ 令和８年12月31日	五日市街道沿いに広がる農地を活用し、地産地消を推進するためのブランド「こくベジ」（国分寺農畜産物の愛称）を使って、新たな体験型の観光コンテンツを造成
2　NPO法人 くにたち農園の会	国立市	令和８年４月１日～ 令和９年９月30日	国立市谷保に残る里山環境を舞台に、馬との関わりを軸とした体験型学習・観光プログラム「馬と旅する谷保里山ラーニングツアー」を実施

（３）発信内容及びスケジュール

ア　Ｗｅｂ媒体等を活用して本仕様書５（２）に記載の２件の事業についてそれぞれの事業期間内に、事業内容及びその成果を効果的に発信すること。

イ　都内におけるアドベンチャーツーリズムの先進的な取組を紹介することで、国内外に都の取組姿勢をＰＲするとともに、訪都旅行を推進する内容とすること。

ウ　各事業の完成時期にあわせて、ア、イを効果的に実施できる発信時期を各事業期間内において、設定すること。

エ　複数の事業をまとめて発信することを妨げないが、日本語と英語でそれぞれ４回以上行うこととする。発信回数やスケジュールについては以下の例を参考とし、各事業期間内において、受託者が発信回数やスケジュールを財団と協議の上決定すること。

発信回数やスケジュールの例

事業者名	所在地	事業期間	取材・発信内容作成時期	発信時期	効果測定
1　こくぶんじ観光まちづくり協会	国分寺市	令和７年10月１日～ 令和８年12月31日	令和８年９月～ 令和８年12月頃	令和８年12月～ 令和９年１月頃	発信後 ２ヶ月程度
2　NPO法人 くにたち農園の会	国立市	令和８年４月１日～ 令和９年９月30日	令和８年９月～ 令和８年12月頃	令和８年12月～ 令和９年１月頃	

オ　本仕様書５（４）のターゲット層に合致する日本語及び英語のＷｅｂ媒体を選定すること。１回の発信において複数の媒体を利用することも可とする。

カ　効果測定は、発信後２ヶ月程度実施すること。

キ　発信内容については２件の事業の各事業者の意向を踏まえること。

（４）掲載言語・ターゲット層

ア　掲載言語は日本語及び英語とし、言語ごとに国内外を対象として情報を発信すること。英語の発信は海外の読者が理解しやすい構成や内容、書き方にすること。

イ　国外への発信について対象地域は以下とする。また、主なターゲット層は以下が想定されるが、具体的なターゲット層を設定すること。

対象地域：欧米豪とする。また、サブターゲットは東アジアの英語話者とする。

ターゲット層：高付加価値旅行者層、長期滞在を好む層、他の観光客に知られていない場所への訪問を望むリピーター層、サステナブルな旅行への関心層　等

（５）留意事項

ア　英語による発信はネイティブライターあるいはそれに準ずる英語レベルをもつ人材が実施すること。

イ　ライターは、ライティングの実績を有していること。観光情報又は類似するテーマのライティング実績を有することが望ましい。

ウ　編集者は、観光情報又は類似するテーマの編集実績があることや英語媒体の編集能力を有することが望ましい。英語媒体の編集は英語を母国語とするものがチェックを行うこと。

エ　校正にあたっては以下の条件を踏まえて行うこと。

・綿密に校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

・掲載情報に電話番号やＵＲＬが含まれる場合、実際に電話するあるいはリンク先に接続するなど確認を行うこと。

・財団及び各事業者による校正を３回程度行い、修正等を反映させること。なお、事前に受託者自身による校正を行うこと。
・校正回数及び確認期間を踏まえ、余裕を持ったスケジュールを立てること。
・本事業の関係者が英語による発信内容の確認が円滑に行えるよう、適宜日本語訳を付与して校正を行うこと。

オ　媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。

カ　写真・動画の利用に際して被写体及び写り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に許諾を得ること。権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。写真の撮影を含めた取材費用も本件の委託料に含むものとする。

キ　取材は原則、現地へ赴き行うこと。事業者の意向や気象条件等によりオンライン等での取材となる場合は、財団の承諾を得ること。

ク　Ｗｅｂ媒体による発信においては、多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業の一環で制作していることを明示すること。

（６）ＫＰＩの設定、効果測定及びＰＶ数増加の取組

ア　発信媒体における平均リーチ数等から算出したＰＶ数等適切なＫＰＩを設定の上、設定したＫＰＩの達成状況を基に効果測定を行い、毎月報告すること。達成状況については月次の報告の他、業務委託報告書にも掲載すること。

イ　発信内容のＰＶ数増加に向けた取組を企画し、実施すること。

ウ　発信内容のＰＶ数増加に向けた取組の実施は、各事業者の事業期間終了後、本契約期間の範囲内で行うこと。

エ　一定の閲覧数を得るために、ＰＶ（閲覧数）保証を設定すること。

オ　予期せぬ事情等により設定したＫＰＩの達成が困難になった場合は、ＫＰＩを見直すこと。

６　成果物の納品

（１）　受託者は、委託業務が完了したときは、次に定める成果物を委託完了届とともに提出すること。

（２）　受託者は、成果物の作成に当たっては、本仕様書６（３）による他、体裁、配置、表示方法及び内容など、財団と十分に調整すること。

（３）　成果物は以下のとおりとする。なお、電子データのフォーマットや媒体形式は、財団と相談の上、決定すること。

ア　業務委託報告書【印刷物１部（Ａ４版）】
内容：本委託事業の実施結果をまとめ、今後の対応策や方向性を示す報告書とすること。

イ　業務委託報告書の電子データ【１部】

ウ　その他、本事業で作成したものの一式の電子データ
なお、電子データについては、原則として「Microsoft Word 2019」、「Microsoft Excel 2019」又「Microsoft Power Point 2019」のいずれかによる。原稿及びイラストデータについてはPDFデータ及び編集可能なデータ形式（拡張子eps、ai等）とすること。データについては、全ファイルウィルスチェックの上、CD－R、DVD－R等に保存すること。また、上記には本事業受託にて得た全ての写真・映像等を含むものとする。ただし、肖像権・著作権、その他の権利を侵害するものは除く。

7　納入場所

財団の指定する場所

8　納品期限

財団の指定する日

9　第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承認を得た事項については、この限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、本仕様書９により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

本仕様書９により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*1 第 14 に定めるところによる。

*1 denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

13 個人情報の保護等

（１）「東京観光財団個人情報取扱要領」*2 を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」*3 に定められた事項を遵守すること。

*2 kojinjoho_yoryo_20250401.pdf*3 kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

また、本委託業務の遂行にあたり本仕様書９により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

なお、本委託業務で取扱う個人情報は、主に採択事業者２者の担当者を含む、本事業を通じて提供のあった住所、氏名、電話番号、E-mailアドレス等、特定の個人を識別できる情報を想定している。

（２）「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」*4及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*1 を遵守すること。

*4 security_houshin.pdf

また、本仕様書９により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

（３）電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
ア　当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
イ　他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

（４）本委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、本委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。
ア　アクセスを許可する情報に係る事項
　受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。
イ　システム要件に係る事項
　受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。
ウ　受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。

14　支払方法
　受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき委託料を一括で支払うものとする。

15　その他
（１）事業の進捗状況等により、広報を行う2つの事業のうち、「NPO法人くにたち農園の会」の実施事業では最長で令和10年３月31日まで事業期間の延長の場合及び事業内容の一部変更が生じる場合等がある。「NPO法人くにたち農園の会」の実施事業の期間延長や内容の変更等が生じた場合、財団と別途協議すること。
（２）受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
（３）事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
（４）　財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
（５）本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
（６）本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
（７）この契約に係る費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含めるものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団　地域振興部　事業課
電話　０３－５５７９－２６８２